



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 最低賃金が大幅に上がりました。日本のためには必要な事だと分りますが、企業にとっては大変な事です。最低賃金について改めてお知らせください。

A 今年の最低賃金の改定は大幅な金額になりました。28円の引き上げ額により、全国平均930円になります。

コロナ禍の中での大幅アップに、最低賃金はどのように決まるのか非常に気になり調べました。

何度も小委員会で議論を重ねます。小委員会での議論は「公益代表委員」「労働者代表委員」「使用者代表委員」が一同に集められ、労働局などの事務局がとりまとめるという形式です。その後、中央最低賃金審議会で「目安」の額が示され、各県の最低賃金審議会で決定されます。

大幅にアップした理由は、

- ①賃金上昇率は引き続きプラスの水準を示しているが、昨年度は中央最低賃金審議会が引上げ額を示せなかったため引き上げ率は0.1%となったこと
- ②消費者物価指数は横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年に落ち込んだものの足元では一時期より回復している。コロナの感染状況は予断を許さないが、ワクチン接種が行われていること
- ③企業利益は産業全体では回復が認められること
- ④有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること
- ⑤より早期に全国加重平均1,000円を目指すこと
- ⑥地域間格差への配慮の観点から最低額の比率を上昇させる必要があること
- ⑦賃金の引き上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保、消費の拡大につなげ経済の好循環を実現、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを総合的に検討した

なお、使用者代表は「雇用を守る」「懸命に経営を維持」しようとする中小企業経営者の立場から、最低賃金の大幅アップに反対の意思を示しました。

先進国の中での日本の最低賃金の低さから見ると、この大幅アップも反対できませんし、実際の千葉市内では1,100円以上でないと応募もありません。

Aランク、Bランクと分けるのも日本の地方発展を阻んでいる要因とも考えられ、リモートワークが進んでいる今、審議会が28円の目安を示したのに対して、島根は32円アップ、秋田・大分は30円アップ、青森・山形・鳥取・佐賀は29円アップと目安を超えた判断をされたことに地域格差を解消したいという意思を感じます。

なお、この最低賃金は令和3年10月から改定されます。

北海道	C	889(28)	滋賀	B	896(28)
青森	D	822(29)	京都	B	937(28)
岩手	D	821(28)	大阪	A	992(28)
宮城	C	853(28)	兵庫	B	928(28)
秋田	D	822(30)	奈良	C	866(28)
山形	D	822(29)	和歌山	C	859(28)
福島	D	828(28)	鳥取	D	821(29)
茨城	B	879(28)	島根	D	824(32)
栃木	B	882(28)	岡山	C	862(28)
群馬	C	865(28)	広島	B	899(28)
埼玉	A	956(28)	山口	C	857(28)
千葉	A	953(28)	徳島	C	824(28)
東京	A	1,041(28)	香川	C	848(28)
神奈川	A	1,040(28)	愛媛	D	821(28)
新潟	C	859(28)	高知	D	820(28)
富山	B	877(28)	福岡	C	870(28)
石川	C	861(28)	佐賀	D	821(29)
福井	C	858(28)	長崎	D	821(28)
山梨	B	866(28)	熊本	D	821(28)
長野	B	877(28)	大分	D	822(30)
岐阜	C	880(28)	宮崎	D	821(28)
静岡	B	913(28)	鹿児島	D	821(28)
愛知	A	955(28)	沖縄	D	820(28)
三重	B	902(28)	全国平均		930(28)

【社会保険労務士法人 ハーモニー】
TEL 043-273-5980